

令和4年

第10回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和4年第10回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年6月23日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時15分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委員 吉村 昌之

岩佐 信宏

大塚和歌子

伊勢 昌弘

奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長

伊藤 真人

教育次長

和田 渉

総務課長

元野 隆史

義務教育課長

稲畑 航平

7 会議に付した事項

議案第25号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

8 可決した事項

議案第25号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和4年第10回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は1番吉村委員と5番奥委員にお願いします。

それでは、議案第25号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第25号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 本規則案は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）による教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等に係る規定を削除する等の必要があるため、規定の整備を行うものである。
- ・ 内容は、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新・延長の申請、免許状更新講習の課程

を修了したことの確認の申請、修了確認期限の延期の申請及び免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請等に係る規定について削除するものである。このほか、免許状の授与、書換え、再交付申請等の際に提出する書類の様式を規則から削除し、要綱において整備することとするなど、所要の規定の整理を行う。

- ・ 施行期日は、改正教育職員免許法の施行日である令和4年7月1日である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

7月1日より前に、更新をせずに失効した教職員の方は、どのような取り扱いになるのでしょうか。

【義務教育課長】

2種類あります。約10年前に更新制度が導入されました。導入前の「旧免許状」保持者、更新期限のない免許状をお持ちの場合、そのまま更新期限のない免許として有効となります。一方で、更新制度が導入された後に免許状を取得され、失効した場合は、再授与の申請をいただければ、適切な手続を経て、改めて免許状を授与させていただくことができます。

【岩佐委員】

申請すれば、失効した方でも再び授与することができるということでしょうか。

【義務教育課長】

おっしゃるとおりです。

【岩佐委員】

先生の資格を持った方がかなり増えることになると思うので、秋田県で直面している教員不足の解消に寄与することができればいいなと思いました。

【義務教育課長】

おっしゃるとおりでございます。この改正に伴って、有効になる免許をお持ちの方について調べまして、今後御活躍いただけるように御相談をして参りたいと考えております。

【岩佐委員】

更新の講習の必要はなくなるのでしょうかけれども、現役時代からのブランクのある方については、何らかの講習等の措置は行われていくのでしょうか。

【義務教育課長】

今でも様々に復帰の前に受けていただける講習がございますので、今回の改正に伴って、ど

のような措置が必要かを検討しているところです。

【岩佐委員】

周知に努めていただければと思いました。

【大塚委員】

1度免許を取得すれば、どれくらいの期間有効だったのでしょうか。また、更新制度がなくなったということは、自分の中で学びをアップデートしなきゃいけないと思いますが、学びを深めていく努力義務は必要であるということですよ。

【義務教育課長】

改正前までは10年ごとの更新が必要でした。今回のポイントは、免許法だけではなくて、教育公務員特例法というものも同時に改正することです。この改正の中で、教員一人ひとりの様々な研修の記録を、体系的に、任命権者等が把握するということや、校長がその記録に基づいて、個々の教員へ指導・助言する、という内容も同時に盛り込まれました。これまでの更新制度は10年に1回、共通的な内容の研修を受講するものでしたので、これからの変化の激しい時代においては、常に短し擽に長しであったという反省からの改正だということですよ。今後は、一人ひとりの教員に応じた個別最適な学びを進めていただくこととなります。

【総務課長】

補足です。これまでは、教職キャリア指標というのがございまして、それに基づいて先生方に様々な研修を受けていただいております。今後は教員のスキルを維持、向上するための新しい研修を、主体的に受けられるような体系を組み立てて、新たな研修制度として、研修履歴を県の方で把握していくということとなります。

【吉村委員】

主体的に受けていただくということなんですけれども、やはりそこで格差が生じる不安があると思います。そこをどのように解決していくかということは、当然、それぞれの先生方の思いに関わってくるとは思うんですけれども、ある程度強制力のあるような研修にしようとする、今と同じになってしまうということなんです。

【総務課長】

県が研修の履歴を取った上で、それを各学校の校長と教員がヒアリングや話し合い等を通じて、例えば、ここはまだ弱いから、この研修を受けてみたらどうだというような、対話を通して研修をやっていくということを想定しております。

【吉村委員】

この研修を受けているから評価が良くなる、等ということにはならないですよ。

【総務課長】

ならないです。

【吉村委員】

そうであればいいですけども、評価に紐づいてしまうと、教員のやる気がなくなる危険もあるので、注意していただきたいと思います。

【奥委員】

学習指導のような研修だけではなくて、時代の変化に合わせた多様な学び、研修が必要だと思います。どのような研修が想定されているのか、大卒でもいいので教えてください。

【総務課政策監】

今の県の教員研修は、教育センターで行っております。A・B・Cとありまして、Aが公的な目的で受けなければならない研修、Bが、学校に割り当てをして人数を出してもらった研修、そしてCが、30程度の講座、研修メニューがあって、各自で選択して受けていただくという研修です。そちらの方につきましても、自分のためになるような研修を主体的に受けていただくために、教育センターの講師だけではなく、外部の、様々な視点を持った講師も活用しながら、幅広い視点を持てる教員を養成するという観点も含めて、研修メニューの見直しについて、センターと協議を進めているところです。

【奥委員】

教員からの、こういう研修も受けたいという希望を吸い上げていくこともあるのでしょうか。

【総務課政策監】

先ほど課長が申しました通り、基本的には、県の方で、こういった研修メニューがあるというものを年度当初に、ホームページ等で公開します。それを基にして各教員が、今年度受けた研修の研修計画を自分で作成し、校長の指導助言を受けながら成長していただければと考えております。なぜ校長が面談するかというと、教員の資質を伸ばしていただくということとともに、校長側からすると、研修の日程が学校の日程と重なることもありますので、学校経営と先生の希望をすり合わせながら研修を進めていただくということも含めて、指導助言をしていただきます。

【奥委員】

30の研修メニュー以外にも、リクエストはありますか。

【総務課政策監】

秋田大学の方でも教職キャリアセンターを立ち上げているところで、Eラーニング等も含め、県内の教員に対する研修を提供したいということで協議させていただいているところです。外部の研修メニューも生かしながら、取り組んで参ります。

【奥委員】

オンラインや、実際に講師をお呼びして研修するということですか。

【総務課政策監】

そうです。

【吉村委員】

例えば自分の学びたいものがメニューになくて、他のものを受けたいとなったときに、経費等はどのように考えていらっしゃいますか。

【総務課政策監】

今、履歴管理の点で、我々が管理する研修の範囲、枠組みについても検討を進めているところです。例えば夏休みに、外部の研修を受けたいとなった場合に、記録の範囲に含めるのか、それとも自主研修等別枠で収めるのかということも、研修の方法が様々ありますので、検討している最中です。

【吉村委員】

学ぼうという意欲を潰す必要はないと思います。普通の会社であれば、社員研究研修等は、会社がお金を出す場合がほとんどですので、外部に出て学ぼうという意欲のある方には、できれば良いように取り扱っていただければと思います。

県が行う研修は、基本的に平日にやるんですか。

【総務課政策監】

基本的には勤務時間内です。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第25号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第25号を原案どおり可決します。。

予定された案件は以上ですが、他に何かございませんでしょうか。

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。